

# オーストラリアの高齢者に対する社会保障制度

鈴木 英 夫

オーストラリア連邦政府（国の政府のことをオーストラリアでは連邦政府とよぶ）は税制に関する包括的な調査を行うことを2008年5月の段階で決定した。調査が終了して結果が発表されたのは2010年5月。調査委員会の委員長は財務省事務次官のKen Henry博士で、調査報告書はHenry Reportとよばれるようになり、今後10年から20年にわたってオーストラリアの税制の基本を作っていくにあたってのガイドラインとなるものと考えられている。調査は多岐にわたったが、調査の重要な一部分として、高齢者生活の金銭の実態および彼らの最低生活レベルを保障する社会保障制度としての老齢年金制度の分析が行われた。報告書のこの部分は分科会委員長（Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairsの事務次官）Harmer博士の名をとってHarmer Reportとよばれる。本論文はHarmer Reportを紹介しながらオーストラリアの老齢者社会保障の根幹をなすOld Age Pensionを議論するものである。

## 1. はじめに

世界中のどんな国においても、ほとんどの人々は老齢になると共に、自分の労働によって所得を稼ぎ出す能力が低下していく。さらに老いと自分の労働で所得を得る能力を全く失うようになる。もちろん、90歳になっても100歳になっても、自分の所有する不動産や金融資産によって巨額の所得を稼ぎ続ける人々はある。しかし社会のほとんどの人々は、そのような巨額の不動産や金融資産を持っていない。老齢になれば「自分の力で」生み出す所得は、ドンドン先細りしていくのが圧倒的に多数の人々の運命である。彼らの労働能力が低下していく事は避けられない。彼らはある一定年齢で強制的に、あるいは自発的に退職する場合が多く、「自らの労働で」稼ぐ所得はそこで一応ストップする。その後、ラッキーな人々には再雇用のチャンスがあるが、彼らにしても「自らの労働で」稼ぐ所得の流れは大きく低下することがほとんどである。

老齢年金というものは、所得を「自らの労働で」稼ぐ能力が衰えた高齢者、あるいはその能力が全く無くなった高齢者が頼る所得獲得の制度である。「自らの労働」ではなく、老齢になった時点で直接の労働によることなく以前からの社会的契約によって、高齢者が所得の流れを受け取る制度である。それはどのような制度であり、どのような理念が老齢年金の成立や存在を支えてきたのか。もちろん国によって様々である。

OECD諸国の多くでは老齢年金制度は加入者の過去の貢献度（積立て累積額など）によって、受け取れる年金額が決まるような仕組みになっている。現役時代の積立て額と老後の受取り年金額が、正確にはどのように対応するかは国によって異なるが、二つの間には何らかのはっきりしたルールが決められていることが多い。高齢者が過去に支払った「積立額」の大小が、老齢時に受け取る年金の大小に何らかの形で関係してくる。これがOECD諸国にはほぼ共通する制度であり、日本の年金制度もそのうち

の一つである。

現役時代の貢献度（積立て累積額）が、受け取る年金の大小に関係してくる年金制度は、制度としてフェアであり、それを支える国民を納得させる力を持っている。大きく貢献すればより大きく受け取るというルールは、フェアであると納得されているからである。しかし、現役時代の貢献度と年金受取額とを何らかのルールによってダイレクトに結びつける制度に全く問題が無いわけではない。人々は、現役年齢時に様々な状況を経験する。良いときもあれば悪いときもあり、失望のときと高揚のときとがない交ぜになっていたりする。それが人生というものであり、人々が中年以降の年齢になるとこのことはより深く納得できるようになる。人々の中に、チャンスを与えられずに所得を稼げない時期を過ごす人々が出てくるのは避けられない。積立てをしたくとも労働のチャンスが与えられない人々、しかも非常に長期にわたってチャンスが与えられない人々が、非常に多数出現する場合がある。実際、これまでほぼ二十数年間の日本は、まさにそのようなことが起こりうる国になってしまっている。貢献度に応じた年金受取りという制度には、落ちこぼれてしまった高齢者や落ちこぼれ寸前という状態の高齢者のグループが出てきてしまう可能性があるのだ。一般的経済状況や労働市場の状況によって、そのようなアンラッキーな人々が多数出てくる可能性である。日本社会には、将来そうなりそうな多数の人々が存在する。なにしろ、国民年金保険料を払うことができない、あるいは払わない人々が非常に多数出現し、保険料滞納者が現役年齢層の4割前後になってしまっているのだ。滞納の期間が長くなれば、将来の受取額は減ってくる。もちろん、年金制度から落ちこぼれた人々には「生活保護」というセーフティネットがあるでないかという議論はありうる。そして、OECD諸国のほとんどに、何らかの形

の生活保護制度はある。しかし、われわれにとって身近な日本の例を振り返ってみよう。湯浅誠さんの『反貧困』<sup>(1)</sup>を読むまでもなく、生活保護を受けることは、世界3位のGDPを誇る日本においてすら大きな困難を伴い、保護給付を受け取る本人にも、支払う国や地方自治体の役人にも、それぞれ異なる心理的、あるいは行政的な圧力がかかるものなのである。若い世代にも、中年世代にも、老年世代にもこの圧力はかかってくる。このことは何も日本だけに限らない。生活保護というものは、本当に生活に困っているからといって「おいそれ」とスムーズにもらえる、あるいは払えるものではない。簡単でスムーズなものだったならば、これ程の数のホームレスの人々が、経済先進国の大都市で不安定な生活に耐えているという世界的な現象は起こらなかつただろう。世界中の大都市のなかで、ホームレスが目立たないところはほとんど無いといっていいくらいなのだ。ましてや高齢者の中には、もう年とって生活保護を受け取るか受け取らないかの緊張に自分は耐えられない、お役所とのやり取りに耐えられないという人々が少なからずいる。つまり、生活保護という制度は、「これがあるから安心だ」などというのんきな楽観を可能にするものではない。高齢者に、年金が無ければ生活保護を受けよと言って済ますことができないのが現実なのである。貢献度と受け取り額が連動する年金制度には、それがフェアである一方、無視できないくらい多数のおちこぼれをだしてしまいかねないという問題がある。実際、そのような落ちこぼれた人々はOECD諸国の中に非常に多数出ている。

OECD諸国の中には、現役時代の貢献度とは関係なく、老齢になったら「自分の資産が少ないあるいは無い、自分の収入が少ないあるいは無い」人々の全てに対して、人間としてまともな生活水準を維持するための生活資金を給付す

る国がある。この制度においては、「自分の資産が少ないあるいは無い、自分の収入が少ないあるいは無い」高齢者にとって生活資金を受け取ることが権利なのである。過去に年金積み立てをしたかどうか、過去に税金を払ったかどうか、子供が豊かであるかどうか、などは全く関係ない。国民であるならば、高齢者の誰に対しても、生活が成り立つような資金を出す、つまり、日本の憲法 25 条の精神を高齢者に対して具体化したような制度を維持している国がある。オーストラリアはそのような制度を運営している数少ない OECD 諸国のうちの一つである。この国では、高齢者に対して「まともな生活水準 (decent standard of living)」を享受するに足る生活資金を払い続けてきたし、これからも払い続けようとしている。この高齢者に対する生活資金を“老齢年金” Old Age Pension という。

実は、オーストラリアの老齢年金 (Old Age Pension) 制度は、より広い年金制度の一部をなしている。より広い制度の中でも老齢年金が最大の部分を占めてはいるが、一部であることに変わりはない。高齢者全てが「まともな生活水準」を享受することができるだけの年金が払われていることは既に述べた。「まともな生活水準」を享受する権利があるのは、もちろん高齢者だけではない。民主的で平等と同胞愛を建前とする現代の民主的な社会において、少なくとも理念においては、どんな立場、どんな状況の下にある人でも「まともな生活水準」を享受する権利があるはずである。オーストラリアの年金制度は、この理念を出発点とし、その理念を具体化する方法として運営されている。高齢者、障害者、シングルマザー（あるいはファーマー）などが同じ年金制度でカバーされている。

オーストラリアでももちろん障害者は、自らの労働によって収入を得ることが難しい、ある

いは不可能である場合が非常に多い。障害者の家族を持つ人の中には、家族の障害児（者）介護に時間を費やすために外に出て働くことができない、あるいは外に出て働かないことを選択するという人々がいる。確かに、この国には障害者を介護する組織（たとえばニューサウスウェールズ州や他の州の脳性マヒ者センター、Spastic Centre など）があって、介護を外部の組織に任せることが日本よりも容易であり、これを家族が担う以外に方法が無い状況ではないが、家で家族が介護をするという選択肢を選ぶ場合がある。また、シングルマザーあるいはシングルファーザーで、幼い子供の養育のために外で働くことが非常に困難な母親、父親がいる。その他様々な理由で労働によって所得を得ることができない人々がいる。これらの人々も、「まともな生活水準」を享受できなければならない。オーストラリアの年金制度 (Pension System) は、彼らにそれを享受させるためのものである。「老齢」ということがはじめにくるのではなく、人々が「まともな生活水準」を享受できるようにするということが年金制度の基本なのである。したがって、様々に異なる状況の人々の年金の受取額は、状況の違いにかかわらず原則的に一律である。老齢年金、障害者年金、介護者年金その他の年金は、同一金額が当てはめられる。もちろん、それぞれ異なる状況によって生活のための出費の内容や性質は異なり、まともな生活を送るための費用は異なってくるが、その違いは、年金にプラスされるいろいろな手当て (allowance) や医療費、交通費、固定資産税などに対する削減、免除措置 (concession) などに対応するのである。オーストラリアの老齢年金制度は、そのようなより広い年金制度の一部として設立され、維持されている。

この段階で断っておいたほうがよいが、オーストラリア人にとって老後の生活を金銭的に支

えるものは、老齢年金 (Age Pension) だけではない。確かに、老齢年金だけしかお金の出所が無い、あるいはそれ以外にはほとんど収入が無いという老人も非常に多い。独身の老齢年金受給者では、2009年の段階で40%程度が老齢年金以外の収入が週に\$20以下、つまりAU\$1=¥90とすれば週に1800円以下しかないという報告がある<sup>(2)</sup>。しかし、1990年代に雇用労働者のほとんどをカバーするようになったスーパーアニュエーションギャランティー (スーパーG) というもう一つの制度があり、この制度では拠出金と受給額が基本的には連動する形になっている。スーパーGは成立以後着々と大きなものになっている。スーパーGは政府の規制を受けるものの、制度運営の責任は政府ではない。現在はスーパーGの成立後約20年しか経っていないが、スーパーGの積立金総額が1.3兆豪ドル (2011年時点) に達していて、加入者一人当たりで言えば、日本の厚生年金積立金残高をはるかに上回る。スーパーGが今後年月を経てさらに成熟するに従い、オーストラリアの老齢者は老齢年金とスーパーGとの両方により大きく頼るようになる。日本の制度になれた人々には、オーストラリアの制度が持ついろいろな長所や様々な短所を理解することは簡単でない可能性がある。正確ではないがある程度のイメージを持っていただくために強いて言えば、日本の基礎年金部分を全て税金でまかなうとすると、これがオーストラリアの老齢年金に対応する。そして日本の厚生年金2階部分がスーパーGに対応する。とはいえ、スーパーGは日本の厚生年金とは異なり、政府が運営するものではなく、市場リスクにさらされる度合いははるかに大きい。つまり、オーストラリア社会の老齢者たちは、貧しければ誰でも確実にもらえる老齢年金制度と、市場リスクを自分で負わされるスーパーGの2本立てで生活する人々が多い (今後多くなる) という事なので

ある。前者は、オーストラリアの老齢者にとっての確実なセーフティネットである。つまり高齢者に「自分の資産が少ないあるいは無い、自分の収入が少ないあるいは無い」場合は、彼らは権利として、当然のこととして老齢年金を受け取る。過去に積立があったか無かったかは問題にならない。その意味で老齢年金制度は高齢者に生活維持を保証する社会保障制度なのだ。本論においては、このセーフティネットのことを議論する。スーパーGに関しては、必要に応じて触れることにする。(スーパーGについては、鈴木英夫「オーストラリアの年金制度：制度の構造と維持可能性」名城論叢 平成19年6月に説明がある。)

## 2. オーストラリアの年金が実現しようとする「まともな生活水準 (decent standard of living)」

(この節の説明は、Pension Review Background Paper, いわゆる Harmer Report の Appendix F を参考にしている。以下 Pension Review Background Paper を Background Paper と記す。)

具体的に言うと、オーストラリアの年金満額は、男性総労働平均賃金の1/4水準をベンチマークとし、それ以上のレベルを保つことになっている。男性総労働賃金 (Male Total Average Weekly Earning, MTAW E という) が上がればそれに応じてあがるということを原則としている。また、消費者物価水準も重要な参考資料とされ、消費者物価水準の上昇が MTAW E の上昇を上回るときには、年金受給者の生活水準が低下しないように CPI に応じて上昇することになっている。(2011年までの時点で起きていない。) 年金が MTAW E に連動するというのは、その時点、時点での社会一般の生活水準に応じて、社会の変化とあわせて年

金水準を調節していくということである。つまり、社会一般が経済成長によってより高い生活水準を楽しむようになったときには、年金支給額も同じ割合で社会の動きに連動していくということである。社会の変化と共に、「まともな生活水準」の内容が異なってくるということである。つまり、少なくとも理念としては、ギリギリの最低生活さえおくれればいいではないかという政策とはならないということであろう。

これはどのような背景から出てきた考えなのだろうか。時代をさかのぼって物事の展開をみてみよう。オーストラリアの国民に対する所得保障制度にとって、1907年という年は重要だった。同年オーストラリア労働関係仲裁裁判所（Court of Conciliation and Arbitration）は、ハーベスター判決（Harvester Judgment）という歴史的な判決を下したのだった。その当時、農業機械生産・販売の大手企業だった Sunshine Harvester Works Co. の経営者であるヒュー・マッカイ Hugh Mackay に対して、労働組合が生活できる水準までの賃上げを要求して対立、これが仲裁裁判所に持ち込まれた。Higgins 裁判長は、企業というものは、経営側の支払い能力にかかわらず、公平で道理にかなった（fair and reasonable）水準の賃金を支払う義務があるとの判決を下す。経営者の Mackay 氏は高等裁判所に上訴し、結局高裁は Mackay 氏の訴えを支持し、Higgins の判決を逆転することになる。しかし、この裁判をめぐって基本賃金（basic wage）という概念がオーストラリアの賃金決定に関して登場し、それ以後この国の賃金問題のベースをなすようになったのである。Higgins 裁判長は Harvester 判決を下すに当たり 1891年に当時のローマ法王レオ13世が世界各国の司教にむけて発した労働者階級の状況に関する公開文書を引用しつつ、未熟練労働者の「公平で道理にかなった」最低賃金水準を提示したのだった。

これが出発点となって、自分たちの社会で貧しくとも何とかやれる所得水準とはどのくらいなのか、文明化された社会で貧しくとも心地よく暮らせる水準とはどのくらいの水準なのかという論議がなされるようになったのである。最初は賃金に関する議論だったが、これが全ての人々の生活に関する議論に広がっていった。老人たちの生活は、障害者たちの生活は、そのほかいろいろな理由で所得を得られない人々の生活はどうなるのか？ 彼らにもまともな生活を送る権利があるはずだという方向に世論は徐々に向かったのであった。（それとは反対方向の意見もあったのはもちろんのことである。）

それまでの貧困者に対する援助というものは、教会関係や民間の慈善団体が行なう貧困救済活動や、各州政府が別々に運営していた高齢者援助などが主なものであった。Harvester 裁判では Higgins 判事の判決が結局逆転されることになったとはいえ、Higgins 判事が火をつけることになった議論、つまりまともな生活を送る権利というオーストラリア社会に広がった考えは、1909年7月、「老齢年金制度（Old Age Pension System）」として、一応国民全体を対象とする制度として形を整えることになった。また障害者に対しては、1910年に「障害者年金制度（Invalid Pension System）」が成立、1912年に「母親手当（maternity allowance）」ができた。現在の年金制度のルーツをたどれば、1907年の Harvester 判決が大きな転換点になったということがわかるのである。

その後老齢年金、障害者年金などの年金および関連する手当（allowance）制度は、様々な修正を加えられ、範囲も拡大され、種類も増加し発展していくことになる。制度展開の歴史的過程の中で、①年金は税収などの政府一般財源から支払う、積立金（保険料支払い）制度は採らない、②満額年金額は過去の所得水準とは関係なく決まる、③とはいえ全ての人々が満額を

支給されるのではなく、それぞれの年金受給者がもらう具体的な年金額は、現在の所得額を審査 (income means test) し、現在の資産額を審査 (asset means test) したうえで、公開されている公平なルールに基づいて調整され、決定される……という原則が打ち立てられ、これが今に至るまで維持されてきている。

③に関しては、所得審査や資産審査 (means test) のことを知らない人には若干奇異に感じられるかもしれないが、これは後の節でより詳しく説明される。この段階では、年金をもらう時点で金銭的に余裕のある人々には、年金額があるルールに従って減額されて行き、現在の所得や資産がある一定レベル以上になると、老齢年金や障害者年金などもゼロになるということの意味していることを述べるにとどめる。

他にオーストラリアの年金制度を特徴づける要素の主たるものをいくつか挙げてみよう。1963年以後、独り身の年金受給者に対しては、カップルで年金を受けている場合の一人あたり給付額よりも高い金額を支払うようになった。これは独り身でいる場合の生活費に関する「規模の不経済 (diseconomy of single living)」を考慮したせいである。光熱費などは、独居だろうが夫婦住まいだろうが同じだけかかるというわけだ。

72年に、労働党政権の下で年金額は男性労働者平均総賃金 (MTAWE) の25%にするべきであるという基本線が出され、これをにらみながら年金額を調整すること、つまり  $MTAWE \times 0.25$  をベンチマークとすることが徐々に慣例化されていった。結局25%ベンチマークは1990年に達成され、1997年に立法化されて正式な制度となる。その時代時代の社会一般の生活様式を考慮すると、「まともな生活水準」を送るためには最低でも MTAWE の  $1/4$  は必要であるという認識がその根拠になっている。Background Paper をまとめるまでの詳細な調

査において、高齢者の生活様式を分析し、生活費を検討し、高齢者の生活レベルを社会一般の家庭の生活レベルと比べてみて、その上で現在の老齢年金レベルが何とか「まともな生活水準」を実現していること、しかし独身受給者に関しては、もう一段のレベルアップが必要になっているとの結論を出している。このことについては、次の節においてももう少し詳しく説明する。

年金受給者はさまざまに異なる状況、事情をかかえているが、それぞれに対応するため、年金に加えているいろいろな手当 (allowance) が用意されている。たとえば、独身の年金受給者が借家に住んでいるときには、家賃に対する手当があり、これはもちろん持ち家に住んでいる人には支払われない。まだ成人に達していない子供がいる年金受給者には、子供養育手当が支払われるなどの措置がとられている。つまり、一律にルールや金額を決めて、この範囲でやってくださいと言うのではなく、状況に応じて手当で対応するということである。年金受給者にとって、「まともな生活水準」を保つためには外部との電話連絡がより必要だろうからという理由で、電話代に対する手当でも支給されている。

年金受給者に対して、様々な割引制度や免税制度が設けられている。日本にも似た制度があるが、地方税の一部に対する免除、医療費や医薬品購入時の割引、交通費の割引など。これらにはいろいろなカード制度があって、年金受給者カード (pensioner concession card PCC)、ヘルスケアカード (health care card HCC)、連邦老齢者健康ケアカード (Commonwealth Senior Health Care Card CSHC 豊か過ぎて老齢年金をもらえない人たちのため) などを病院や薬局、交通機関で提示することで免除や割引をうける。

### 3. 老齢年金制度

老齢年金制度はオーストラリア連邦政府内の一省である Department of Human Services (以前は Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs (FaHCSIA)) が管掌する。特に同省のセンターリンク (Centrelink) という部局が年金に関する事項や種々の手当て、割引カードなどを扱う。

#### 3.1 老齢年金受給資格と給付額

オーストラリア人男性は 2013 年 7 月現在、65 歳が受給資格年齢である。女性の場合 1995 年段階では 60 歳が受給資格年齢だったが、徐々に受給年齢が引き上げられ、2014 年 7 月には男性と同じく 65 歳が受給資格年齢になる。さらに、2017 年から男女とも受給が 65 歳半となり、2023 年には 67 歳までに引き上げることが決まっている。(Department of Human Services のホームページから Centrelink eligibility)

既に 1. と 2. でも述べたように、老齢年金受給は、過去の拠出金にはよらない。そもそも老齢年金に対する拠出金という制度が存在しない。貧しければ誰でも受給できるのである。2013 年 7 月段階での受給額の満額 (2 週間あたりの金額) は以下のとおりである。

#### 年金の満額金額

独身の受給者 AU\$733.70/2 週間  
 カップルで受取る受給者一人当たり  
 AU\$553.10/2 週間

出所：Centrelink ホームページ

ここに夫婦と書かずにカップルとするのは、オーストラリア社会には婚姻という形式をとらずに同居しているカップルの数も多く、夫婦として正式な婚姻届を出した人たちだけを対象とすることがある種の不公平さや現実無視の結果

を生むことになるからである。

独身であると宣言する場合、カップルであると宣言する場合それぞれに、年金受給額や高齢者への様々な手当てなどに関して、時に有利であり、逆に、状況によってはある種の不利さに出会うということが避けられない。

上記の満額受給額は、毎年調整される。調整の際に参考とされるのは主に 2 つの指標であり、一つは男性労働者総平均賃金 MTAWG であり、もう一つは消費者物価指数 CPI であるが、これらはオーストラリア総理府内の統計局 (Australian Bureau of Statistics ABS) が定期的に公表する。政府はこの両方をにらんで年金を調整するのであるが、両方が満たされるようにする、つまり、MTAWG の 1/4 以上になっていて、CPI の上昇を下回らない年金上昇率ということ。(ちなみに 2011 年 7 月段階での数値は、独身で AU\$670.90、カップルで一人当たり AU\$505.70 であった。)

また、オーストラリアにおいては、政府が不定期に、当面これだけで継続はなしという形で年金額の上乗せをすることがある。One Off Lump Sum といわれる支払いである。継続しない、一回一回のアドホックな支払いということであるが、老齢年金受給者に対して、06-07 年に \$102.80、07-08 年に \$500、08-09 年に 08 年後半の世界金融危機を受けて、\$500 の支払いがなされた。

#### 3.2 所得審査、資産審査 (income means test, asset means test)

オーストラリアの老齢年金制度 (Age Pension) は、既に述べたように、本質的に高齢者に対するセーフティーネット制度であり、これを支給することによって貧しい高齢者にも「まともな生活水準」を享受してもらおうとするものである。したがって、自らの労働所得、あるいは自らの資産が「まともな生活水準」を享受

するに十分な高齢者に対して、政府が老齢年金を支払うことは無い。非常に豊かな高齢者に老齢年金は支払われない。非常に貧しい高齢者には満額支払われる。どちらでもない高齢者には減額された老齢年金が支払われる。ではどれだけであれば非常に豊かなのかという問題は、誰もが納得するようにはっきりした基準のある問題ではない。どのような基準を決めようと、誰かは必ずそれに不満を持ち、反対する。とはいえ、何らかの基準を決め、それに基づくルールに頼らざるを得ない。そこで次のようなルールが存在する。

まず、受給申請者に対して所得審査（インカム・ミーンズテスト）と資産審査（アセット・ミーンズテスト）の両方を別々に行い、それぞれのテストにおいて老齢年金が減額されるかどうか、減額されるならばどれだけ減額されるかを計算する。計算の結果減額金額の多いほうを減額決定額とし、満額からそれだけを減額して支給するのである。物価は年々変化しており、不動産資産の価値額も毎年変化する。満額をもらえる水準、減額の大きさ、年金を全くもらえなくなる水準などが毎年変わるのとは当然である。

なお、ミーンズテストは一度受けたらその結果が将来にわたって変わらないというものではない。高齢者の所得状況や資産状況は常に変わりうる。ある時点で豊かだった人が次の年には破産することも当然ありうる。あるいは逆の場合もある。このことを考慮して、高齢者のインカム・ミーンズテストやアセット・ミーンズテストは毎年行なわれる。（これは Centrelink の重要な業務になっている）。したがって、老齢年金受給額は毎年変わりうるのである。

ここで、アセット・ミーンズテストで計測される「資産」のことにについて補足説明をしておこう。重要なことは、ここには自分が住んでいる住宅の価値額は資産審査対象に入らないということである。もし、自分が住んでいる住居の他に別荘や貸し家、貸しアパートなどを持っていれば、それは資産としてアセット・ミーンズテストの評価審査対象となる。また、銀行口座残高、株や債券などの金融資産も審査される。

### 3.3 その老齢年金で「まともな生活水準」は保証されるのかという問題

満額老齢年金額や年金減額のルールについては述べた。重要なのは、給付される老齢年金が、

#### ・インカム・ミーンズテスト 2013年時点

	満額もらうためには 年金以外の収入が a.	a. を \$1 越える ごとに	年金以外の収入がこれ以上 あると老齢年金はゼロ
独身者	\$156/2 週間以下	50 セント/2 週間減	\$1772.80/2 週間
カップル合計所得	\$276/2 週間以下	50 セント/2 週間減	\$2713.60/2 週間

出所：Centrelink ホームページ

#### ・アセット・ミーンズテスト 2013年時点

	満額もらうためには 資産が b.	b. を \$1000 越えるごとに	資産がこれ以上あると 老齢年金はゼロ
独身者持ち家有	\$196,750 以下	\$1.5/2 週間減	\$735,750
独身者持ち家無	\$339,250 以下	\$1.5/2 週間減	\$878,250
カップル持ち家有	\$279,000 以下	\$1.5/2 週間減	\$1,092,000
カップル持ち家無	\$421,500 以下	\$1.5/2 週間減	\$1,234,500

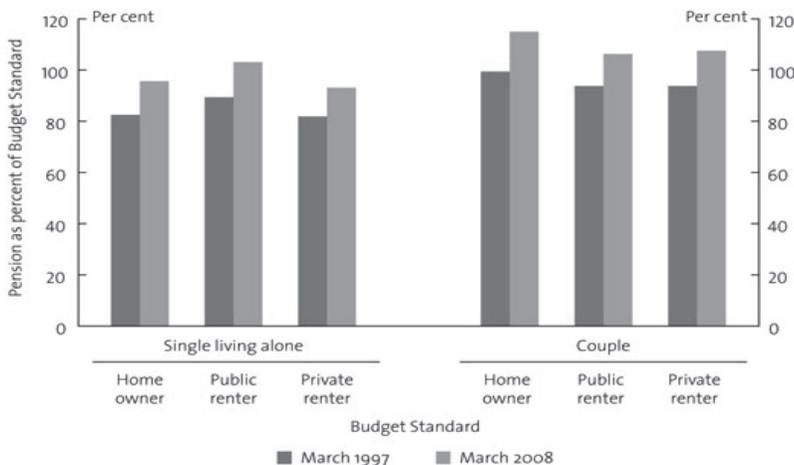
出所：同上

高齢者のまともな生活水準を保証するのに十分なレベルであるかどうか、つまり、オーストラリアの年金制度の根本にある理念が実現されているかどうかであろう。これを検証するのは容易ではない。「まともな生活水準」という概念そのものが相当にあいまいなものにならざるを得ないからである。人によって、状況によって、時代によって「まともな生活水準」の内容は異なっていたり、推移せざるを得ない。変化し、推移するまともな生活水準が達成されているかどうか。これに関して、Background Paper の 2.1.4 の議論が参考になる。

シドニーのニューサウスウェールズ大学の社会政策研究センター（Social Policy Research Centre）は、90年代以来、オーストラリアの一般の人々が、豊かではないがそこそこの生活水準を享受するためには何がどのくらい必要であるかということを研究し、その数値を発表してきている。600品目ほどがあげられ、そこそこの生活水準にとってそれぞれの必要単位が示されている。センターの説明を借りれば、a *low-cost budget*, described as ‘a level of living

which may require frugal and careful management of resources but would still allow social and economic participation consistent with community standards and enable the individual to fulfill community expectations in the workplace, at home and in the community’.

ということになる。定義、具体的な品目と必要単位に問題が無いわけではなく、もちろんそれは研究者もよく自覚していることであろうが、大いに参考になる資料であることは確かである。センターが提示する貧しいがそこそこの生活水準を、オーストラリアの老齢年金制度が目指す「まともな生活水準」と同等なものと考えてみる。そのようにして老齢年金が「まともな生活水準」を実現する費用÷「貧しくともそこそこの生活水準」を実現する費用を上回るのか、下回るのかを計測してみたのが次のグラフである。これが100を下回れば老齢年金では「まともな生活水準」は保てないし、100を越えれば「まともな生活水準」ができるということになる。独身の年金受給者、カップルの受給者にわけ、さらに独身者は持ち家に住んでいる人、公



老齢年金は「まともな生活水準」のための出費をどこまで実現できるか  
Background Paper Chart 8

共の借家に住んでいる人、民間の借家に住んでいる人の3グループに分ける。カップルの場合も同じく3グループに分ける。計測時点は97年3月と2008年3月である。

グラフに見られるように、どのグループでも97年よりも2008年は改善している。カップルであるならば、老齢年金受給額は「まともな生活水準」≒「貧しくともそこそこの生活水準」を送るための費用よりも多い。しかし、独身者にとって、老齢年金はどのグループでもその水準を享受するレベルに達していない。2009年に公表されたオーストラリアの政府による年金制度の点検検証結果が、独身の年金受給者には、さらに手厚くしなければならぬと結論したのはこの理由による。

### 3.3 特異性や問題点

老齢年金制度というものは、どんな制度でもいろいろな特異性や問題をかかえている。特異性の中には、望ましいのか望ましくないのか判断に苦しむようなものもある。オーストラリアの制度も、それ独自のいろいろな問題や特異性をかかえている。ここではそのうちのいくつかに触れていく。

既に説明したように、老齢年金を満額もらうか減額されるか、あるいは全くもらえないかは受給申請者の年金以外の収入と資産による。収入や資産が多ければ年金受給額は少なくなっていく。ということは、自らの収入や資産を過少に申告する動機が常に働くだらうということでもある。そうすることで減額の幅を少なくしたいということである。日本の税務署が事業主や個人個人の収入や資産捕捉に苦勞するように、オーストラリア年金制度にもそのようなことがあるようである。申請者は、自分がより貧しいレベルにあるということを示すために努力し、審査するほうは本当はどのくらいの収入や資産があるのかを探るための努力をする。とはい

え、オーストラリアのミーンズテストの場合、それが制度の土台を揺るがしたり、マスコミが騒ぎ立てるほどの規模であったりということは報告されていない。筆者のインタビューに答えてくれたオーストラリアの人々も、所得や資産のごまかしが老齢年金に絡んで大きな社会問題になったことは無いのではないかとの印象を語ってくれた。老齢年金制度の維持可能性に関しては、後に別の節で述べるが、現在時点で見渡したところ、制度の維持可能性には深刻な問題は予想されない。少なくとも、OECDの他の多くの国々の年金制度と比べて、オーストラリアの制度の維持可能性が低いとはいえない。

次もミーンズテストにかかわる特異な現象である。決して悪いことを指摘しているのではないが、こういうことが起きているようだということの伝聞である。持ち家に住んでいるならば、その持ち家の資産評価額がどうあれ、アセット・ミーンズテストの評価対象外である。そこで、持ち家自宅をできるだけレベルアップするための出費をするのである。年金受給前に貯金を取り崩して家のアップグレードを行なう。時にはそれまでの自宅を売却して、別のよりレベルの高い家を購入する。そうすることで銀行預金などの「資産」を減額することによって年金の減額を避ける。……このこと自体は全く合法的であり、ルールに反してはいない。より良い家に住むのは全く個人の勝手だからである。しかし、年金の原資は税金を主とする政府の一般財源である。この視点から見ると、これは税金が作ってくれているセーフティ・ネットのおかげでできる行為であり、老齢年金の精神に必ずしも合致しないものであるだろう。つまり、いずれかの将来、制度の維持に赤信号がともるようなことがあった場合、このようなことは問題になるかもしれない。

次のような特異なことも起きうることである（筆者は一次資料で確認しているわけではない

ことを断っておく)。既に記したように、独身の受給者1人分の老齢年金とカップルが受け取る2人分の年金を比べると、後者は前者の1.5倍にしかならない。つまり、カップルの1人当たり年金を計算すると、独身受給者の年金の75%程度であるということになる。また、ミーンズテストを見てみても、年金満額を受け取るための収入の上限、資産の上限をカップル1人当たりの額と独身者の額とを比べると、前者のほうが低い。本当はカップルである高齢者が、いや自分たちは独身であると主張し、これが認められれば、様々に有利な状況を作り出せる。たとえば、彼も彼女もそれぞれ独身と主張し、住宅を1軒ずつ所有し、アセット・ミーンズテストで審査されるべき資産（ここには自宅は入らない）も独身年金者の上限をあてはめてもらえば、年金減額をより広い範囲で免れることができる。カップルである2人が、「カップルではない」と主張したとき、逆に「いやあなたたちはカップルであるはずだ」ということを証明するのは、時によっては難しいのではないか……インタビューにこたえてくれたオーストラリアの人々の中には、このように述べる人々もいた。考えてみれば、このような制度の濫用が全く起こらないという保証は無い。実際はこの世にいない老人が、110歳を越えてなお年金を受け取っていた例がどこかの国にあったように、年金制度の濫用はどこにでも起きうるものであると考えるべきものらしい。もちろん、オーストラリアの年金問題の当局、Centrelinkは、このような濫用がおきうることを充分承知していて、カップルであるかどうかについては厳しい審査がある。虚偽の申告には重いペナルティが用意されている。……とはいっても、これを正確に捕捉していくことは容易ではないだろう。

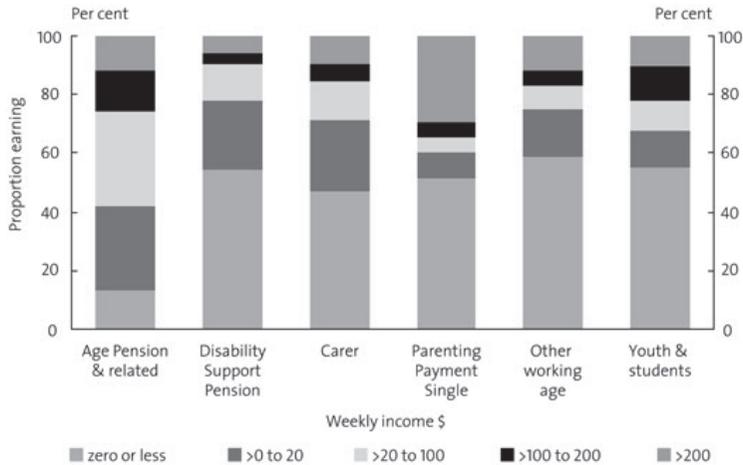
オーストラリアでは、高齢者が実際に貧しくなった場合には、老齢年金というセーフティ・

ネットがある。このこと自体は、もちろん素晴らしいことである。他の諸国が見習うべき制度であるといえよう。しかし、このこと自体が別の問題あるいは特異性を作り出すことが無いとは言えない。老齢になって金が無くとも、自分は老齢年金に頼ることができるという考えは人々の中に広く見られる。もちろん、老齢年金は「まともな生活水準」を実現しようとはするものの、それは余裕のある生活とはいえないと考える人々が多いが、余裕のある生活とか、まともな生活水準というのは、主観的なものであるかもしれない微妙な概念なのだ。人によっては、イザとなれば老齢年金に頼れると考えて、現役時代に老後のための自分でする貯蓄という努力をおろそかにする人々も少なくないようである。また自分の資産を、リスクのありすぎる投資先に投入してしまうということも起きている。資産がなくなってしまうと、老齢年金があるのだから……というわけだ。もちろん、貯蓄過少、リスクのとりすぎという現象の原因は、セーフティネットだけではない。セーフティネットが無い社会においても、同じことは起きる。しかも、オーストラリア社会においてそのような人々は決して多数派ではない。しかし、両者の間に何の関係もないと断言するわけにもいかないのである。

#### 4. 老齢年金を受け取る人々のプロフィール

老齢年金を受け取る人々とは、どのような人々なのであろうか。Background Paperの第3章から彼らのプロフィールをいくつかの角度から見てみることにする。

1975年に、オーストラリアの65歳以上の人口は総人口の9%であった。この国でも高齢化は着実に進んでおり、32年後の2007年、総人口の13%が65歳以上であると報告されてい



老齢年金受給者は、老齢年金以外にどれだけの収入があるか。週当たり一番左の棒グラフのみを参照。

Background paper Chart 25

る。2057年にはこれが23%~25%になるものと予測されている<sup>(3)</sup>。

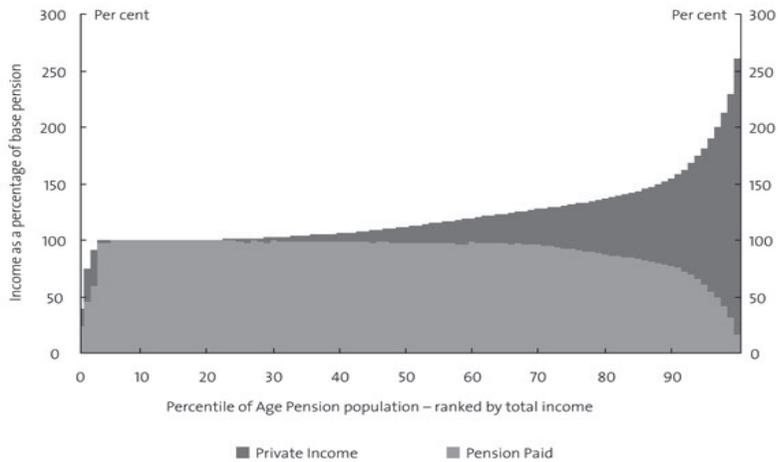
老齢年金受給者の数は2007年段階で199万6900人である。

07年現在、65歳以上の人々のうち77%が所得保障（ほとんどが老齢年金のこと）を受給している。既に説明したように、老齢年金はミーンズテストを受けたあと減額されることがあるので、65歳以上の77%が老齢年金を受給しているとはいえ、彼らが全て満額を受け取っているわけではない。減額された年金を受け取っている人々も多い。

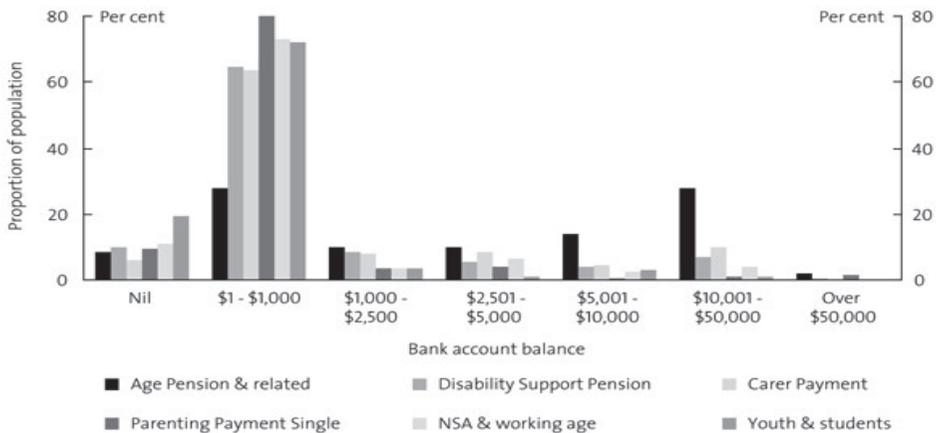
それでは老齢年金受給者は、どの程度を老齢年金に頼っているのだろうか。つまり、彼らの年金以外の私的な収入というのはどのくらいなのだろうか。(3.4.2) 2007年現在、老齢年金を受給している高齢者の13.3%は、他の私的な収入が全く無い。年金に100%頼っている。他の私的な収入がゼロではないが週に\$20以下しかない高齢者の割合は28.2%。つまり日本円にしてみると、1豪ドル90円としてみれば、高齢者の41%は年金以外の収入が年に9万円以下

しかないということである。以下に示すグラフに見られるとおり、老齢年金受給者の75%ほどが年金のほかの私的な収入が年間45万円以下しかない（再び1豪ドル=90円とする）。年間90万円以下まで広げると、90%近くになる。老齢年金受給者の90%弱には、年金以外の私的な所得が90万円以下であるということである。

次に示すグラフはBackground Paper Chart 27を再録、2007年9月現在の状況を示すものである。老齢年金受給者を貧しいほうから100のグループに分け、それぞれのグループには同数の人数が属し、それぞれのグループでは、総収入のうち老齢年金がどれだけの割合を占めるかを示している。受給者の20%以上が年金に100%頼っており、95%以上が年金に頼る割合が50%以上であることが読み取れる。（つまり年金受給者の中で、最も貧しい人たちから上位95%以下に入る人たちの年金受給総額を彼らの年金を含む総収入で割ると、0.5よりも大きいということ。）既に述べたことを確認すれば、65歳以上のオーストラリア国民のうち77%が老齢年金を受給しており、受給者の95%はそ



Background Paper Chart 27



様々な年金受給者の預金残高 2005-06年

Background Paper Chart 13

の収入の半分以上を老齢年金に頼っているということである。

次に、老齢年金受給者の資産はどのくらいなのであるか。これについては、すっかりした統一的な統計資料を見つけられずにいるが、断片的な資料から次のようなことが言える。

少々データは古くなるが、2005-06年の段階で、いろいろな種類の年金受給者がどのくらいの貯金残高を持っているかを示す資料がある。

上のグラフから読み取れるとおり、05-06年段階で、老齢年金受給者の8%ほどが貯金ゼロ、

27%ほどは残高が\$1000以下であった。30%ほどが\$10,000～\$50,000の残高を持っていた。残高が\$50,000を超えるのは2～3%に過ぎない。もう一つの数字をあげよう。

03-04年のCentrelinkの調査によると、緊急時に一週間以内に\$2000（18万円ただし\$1=¥90とする）を用意できるか否かの質問に対し、総収入のうち老齢年金の割合が90%以上の層では、できると答えたのが18.1%であった<sup>(4)</sup>。すぐ前のグラフは2007年時点の状態を示すものであるが、年金受給者の下位50%では1週間

以内に \$2000 を用意できないということである。

高齢年金受給者の持ち家率、公的アパート賃貸、私的アパート賃貸に関する 2007 年 9 月現在の資料もある<sup>(5)</sup>。受給者の 82.9% が自宅に住んでいる。4.0% が自宅ではないが家賃を払わずに住んでいるが、これは子供など家族と同居している場合であろう。私的賃貸アパートが 8.8%。公的住宅賃貸アパートが 4.4% であるが、そのうち 1.5% は公的資金の入った老人ホームなどである。

## 5. オーストラリアの老齢年金制度と老齢者援助システムの財政的な維持可能性について

オーストラリア社会も着実に高齢化への道を進んでいる。1975 年に 65 歳以上の人々が総人口に占める割合は 9% だった。2007 年この割合は 13% となり、2057 年には 23%~25% になることが予想されているのはすでに述べたとおり。オーストラリアの場合、戦後のベビーブームはアメリカによく似て 1960 年代初期まで続き、その後特殊合計出生率が低下するという経過をたどった。既に高齢化の到来を警告する新聞、テレビの報道はよく目に付くし、もちろん政府もこのことに大きな関心を払ってきている。

既に述べたように、オーストラリアの老齢年金制度は、障害者年金制度、シングルマザー（ファーザー）年金制度などと一緒に、連邦政府の一般財源でまかなわれている。日本では年金会計と一般会計とは分離している（ただし基礎年金積立分の 1/2 は後者から前者への補助）が、オーストラリアでは年金給付金は、一般会計の中の社会保障支出に含まれ、一般会計支出項目の一部となっている。従って、老齢年金および老齢者援助システムの維持が可能であるか

どうかを考えるには、まずオーストラリア連邦政府の一般会計の現状がどうなっているのか、中央政府の財政収支がどうなっているのか、それらが今後どうなりそうなのかを見ていくべきである。

後に示す通り、オーストラリア連邦政府は 97-98 年~07-08 年の 10 年間のうち 9 年は財政黒字を繰り返した。OECD メンバーの他の多くの諸国の財政状態とは相当に異なる健全財政を実現していたのである。さすがにリーマンショック後の 08-09 年以降はオーストラリアも連邦政府赤字を計上することになった。しかしその赤字の事情であるが、09-10 年には海外からの金融、経済危機の到来を防ごうとして時の連邦政府が素早く財政支出の拡大を決め、実際にオーストラリアは世界的な大不況から国内経済を守ることに成功したのだった<sup>(6)</sup>。

2010 年段階で IMF は世界各国の中央政府の純債務の GDP 比を発表している。後にオーストラリア国会（Australian Parliament House）が IMF 国際比較を国内向けに公表したものを再録するが 09-10 年度におけるオーストラリア連邦政府の純債務残高は、GDP のわずか 3.2% であった。国際的に最も健全な財政を維持している少数グループに入る。オーストラリア政府が従来からの慎重な財政運営を続けていく限り、年金システムは当分の間は維持可能であろうという結論になる。

国民に「まともな生活水準（decent standard of living）」を保障するための transfer payments、つまり年金システム（老齢年金はその一部）の運営に GDP のどれだけの割合が支出されてきたのだろうか。2 ページ後のもう一つのグラフは 07 年までの期間の様子を表している。折れ線グラフが対 GDP 比の推移を示す。

老齢年金支出は伝統的に国家予算の 12~13% になっていたが、以上のグラフと併せて考えると、GDP の割合としては 3~4% になって

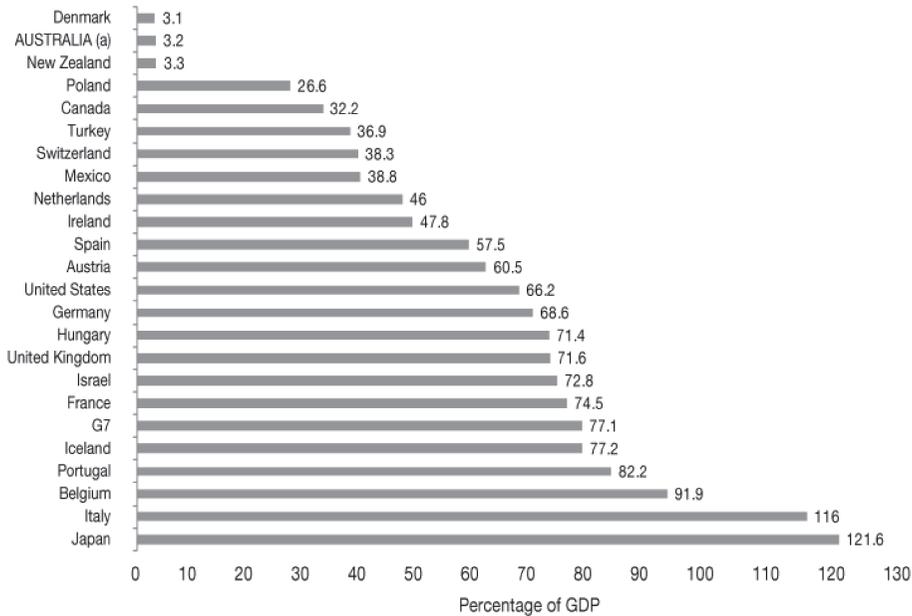
いる。オーストラリア連邦政府はこれを今までも維持してきた。今後高齢化が進むにつれてこの割合は徐々に大きくなっていくものと予想され、それだけ制度維持には圧力がかかってくることになるだろう。とはいえ、他の先進国の場合と比べ、高齢者の最低の生活レベルは保障す

オーストラリア連邦政府財政収支

	Receipts		Payments		Underlying cash balance(a)		Net financial worth	
	\$m	Per cent of GDP	\$m	Per cent of GDP	\$m	Per cent of GDP	\$m	Per cent of GDP
1978-79	26,129	22.0	28,272	23.8	-2,142	-1.8	na	na
1979-80	30,321	22.5	31,642	23.5	-1,322	-1.0	na	na
1980-81	35,993	23.6	36,176	23.7	-184	-0.1	na	na
1981-82	41,499	23.6	41,151	23.4	348	0.2	na	na
1982-83	45,463	24.0	48,810	25.8	-3,348	-1.8	na	na
1983-84	49,981	23.4	56,990	26.7	-7,008	-3.3	na	na
1984-85	58,817	25.0	64,853	27.5	-6,037	-2.6	na	na
1985-86	66,206	25.4	71,328	27.4	-5,122	-2.0	na	na
1986-87	74,724	26.2	77,158	27.0	-2,434	-0.9	na	na
1987-88	83,491	25.7	82,039	25.3	1,452	0.4	na	na
1988-89	90,748	24.7	85,326	23.2	5,421	1.5	na	na
1989-90	98,625	24.4	92,684	22.9	5,942	1.5	na	na
1990-91	100,227	24.1	100,665	24.2	-438	-0.1	na	na
1991-92	95,840	22.6	108,472	25.6	-12,631	-3.0	na	na
1992-93	97,633	22.0	115,751	26.0	-18,118	-4.1	na	na
1993-94	103,824	22.2	122,009	26.1	-18,185	-3.9	na	na
1994-95	113,458	22.9	127,619	25.7	-14,160	-2.9	na	na
1995-96	124,429	23.5	135,538	25.6	-11,109	-2.1	na	na
1996-97	133,592	24.0	139,689	25.1	-6,099	-1.1	na	na
1997-98	140,736	23.9	140,587	23.9	149	0.0	na	na
1998-99	152,063	24.5	148,175	23.8	3,889	0.6	na	na
1999-00	166,199	25.1	153,192	23.1	13,007	2.0	-68,178	-10.3
2000-01	182,996	25.9	177,123	25.1	5,872	0.8	-73,097	-10.3
2001-02	187,588	24.8	188,655	25.0	-1,057	-0.1	-79,012	-10.5
2002-03	204,613	25.5	197,243	24.6	7,370	0.9	-84,645	-10.6
2003-04	217,775	25.3	209,785	24.4	7,990	0.9	-74,159	-8.6
2004-05	235,984	25.6	222,407	24.2	13,577	1.5	-60,257	-6.5
2005-06	255,943	25.7	240,136	24.1	15,756	1.6	-63,440	-6.4
2006-07	272,637	25.2	253,321	23.4	17,182	1.6	-39,976	-3.7
2007-08	294,917	25.1	271,843	23.1	19,704	1.7	-18,070	-1.5
2008-09	292,600	23.4	316,046	25.2	-27,079	-2.2	-74,094	-5.9
2009-10	284,662	22.0	336,900	26.0	-54,750	-4.2	-147,168	-11.4
2010-11	302,024	21.6	346,102	24.7	-47,746	-3.4	-200,810	-14.3
2011-12(e)	329,976	22.3	371,337	25.1	-44,402	-3.0	-251,297	-17.0
2012-13(e)	368,774	23.8	364,209	23.5	1,536	0.1	-248,642	-16.0
2013-14(e)	392,544	24.0	387,299	23.7	2,044	0.1	-244,263	-15.0
2014-15(p)	413,618	24.0	404,892	23.5	5,318	0.3	-235,855	-13.7
2015-16(p)	438,373	24.2	427,251	23.6	7,469	0.4	-225,781	-12.4

(a) Excludes Future Fund earnings from 2005-06 onwards. (e) Estimates. (p) Projections.

(オーストラリア政府発表 Budget Papers 2012-13 から)

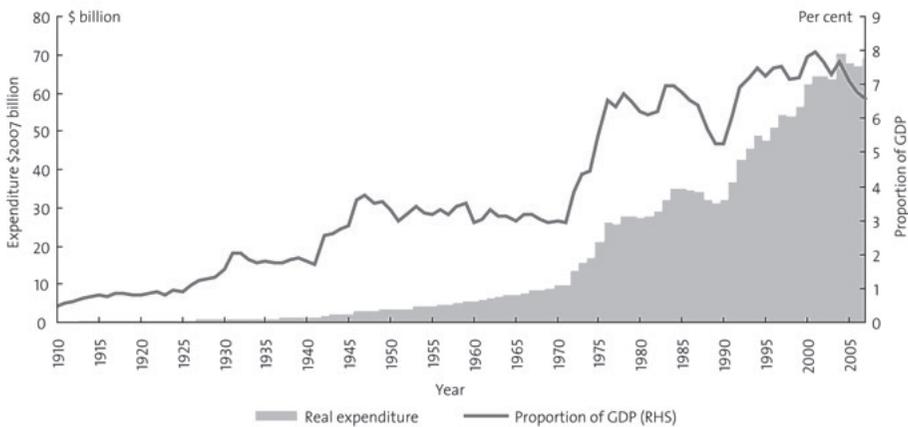


General government net debt 2010

Excludes Norway, Sweden and Chile which have negative net debt.

(a) Australia refers to financial year 2009-10. Figures from 11 May Budget.

Sources : International Monetary Fund, *Fiscal monitor : navigating the fiscal challenges ahead*, 14 May 2010; and Treasury, *Budget strategy and outlook*, Budget paper no. 1, 2010-11.



Background Papers Chart 18

るというシステムの継続可能性は、相当に高いと言えるのではなかろうか。

このように、ストックでもフローでも、オーストラリアの財政状況は先進国の

中でも例外的なくらいに健全である。現在のところ、高齢者に対する老齢年金を含む財政支援は、オーストラリアの財政を追い詰めるような状況には全くなっていない。それでは、今後はどうなのであろうか？

100年後を見通すことはもちろん出来ないが、今後30年くらいのスパンで見ると、年金を含むオーストラリア高齢者援助のシステムは、深刻な状況に陥ることなく維持されていくだろうと思われる。そう考えるについては3つのことに触れておきたい。一つは、オーストラリア人口の高齢化の進行である。総人口における65歳以上の人々の割合は、75年に9%、2007年に13%であった。2057年には23~25%に達すると予測されているわけだが、57年の数字は13年の日本とほぼ同じ高齢化率である。たしかにこの割合は高い（日本の高齢化率は今世紀半ばに35%~40%になることがほぼ確実視されている）。負担が重くなるのは避けられないだろう。ただし、オーストラリアの場合、これまでも多くの移民を受け入れてきたし、今後も多くの移民が流入してくるであろう。特にアジアからを中心に若い年齢層の流入が見込まれる。

オーストラリアの財政負担を考える際に重要になる2番目の項目は、アジアの経済成長である。今後20年にわたって、中国、インド、東南アジアの産業拡大と経済成長が続く可能性は高い。中間層の急激な拡大がほぼ確実視されている。これは引き続きオーストラリアの天然資源の輸出と開発を高いレベルに維持し続けるだろう。それだけ経済は底堅く成長しそうである。また同時に、農産物輸出も増大し続けるだろう。問題は、今後も膨大な外貨を稼ぎ続けるであろう第一次産業で生まれる価値を、如何にして経済全体に再分配していくかという政治的な問題である。鉱業、農業という非常に強い政治的圧力を持つ産業界は、「自分たちが稼ぎ出した」と信じている膨大な付加価値を易々と手放すようなことはあり得ない。この価値額を再分配するにあたって、大きな政治的綱引きが予想される。とはいえ、膨大な額の潜在的財源がここから生み出されていることは考慮されなければならない

い。

第3は、スーパーGの影響である。スーパーGは1991年に発足してから順調に成長・拡大してきた。今後さらに大きくなっていくことがわかっている。既にGDPの総額を越える積立額が存在するが、これがさらに大きくなっていくということである。オーストラリアの老齢年金給付額は、ミーンズテストによって決まることになっていて、スーパーGの評価資産額が大きければ大きいほど、またスーパーGからの（老齢になってからの）給付額が多ければ多いほど、少なくなるのである。オーストラリアの老齢年金は、高齢者にそこそこの生活水準を送ってもらうための所得補助なのであって、自分の資産や所得がある人には給付削減、あるいは給付停止となる。スーパーGが充実すればするほど、老齢年金への財政支出は軽減される。これは制度維持のためには重要な要素である。

これらに加えて考えておくべき追加的な要素は、老齢年金受給資格年齢の引き上げと、高齢者の雇用の問題である。老齢年金受給資格年齢の引き上げについては、既に述べたように、2017年から65.5歳が受給資格年齢となり、2年間に受給資格開始年齢を0.5年ずつ引き上げて2023年までに67歳にするという措置をとることが決まっている。これは財政的な負担に関してだけ言えば、システムの継続性を強化するものとなる。高齢者雇用増大に関しては、なかなか複雑なトレードオフの問題がある。08年に政府から発表された年金制度審議報告（Pension Review Report: sustainability）7.3によると、受給年齢にある高齢者の中には、働く気持ちは充分あるものの、働いて賃金を得れば、所得ミーンズテストによって年金額が減らされるため、仕事を見つけようとする意欲がそがれる人の割合が相当に多い。審査会が行なったサーベイでは、回答者の2/3が賃金をもらうと

ミーンズテストで年金が減らされるから働かないと答えたという。もちろん、賃金分だけ丸々減らされるのではなく、減額分を考慮しても働いたほうが受け取る年金+賃金の総額は増えるのであるが、現在のミーンズテストによる減額は高齢者の求職活動を妨げているのではないかというのが審査委員会の報告であった。高齢者が働けば、高齢者援助システム全体の継続能力は増大することは明らかであるが、ミーンズテストで働く意欲がそがれるという逆影響が出てくる。現在のミーンズテストの減額スケールはこれでよいのかどうかは再検討される価値があるということであろう。

これらの要素を様々に考慮した上で、やはりオーストラリアの老齢年金制度を含む高齢者援助のシステムは、20年~30年のスパンで考える限り、(他の経済先進国がうらやむ程度に)維持継続可能性が高いということが出来ると予想される。

## 注

- (1) 湯浅誠『反貧困』岩波新書 2008年
- (2) Australian Government, Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs, Pension Review Background Paper の Chart 25
- (3) Australian Bureau of Statistics オーストラリア統計局 (ABS) が08年9月に発表した予測による。Population Projections, Australia 2006 to 2101
- (4) Background Paper 2.2 Table 2
- (5) Background Paper 第3章の Table 7
- (6) 2008年後期当時のケビン・ラッド首相の労働党政権は、リーマン・ブラザーズ破綻後2ヶ月のうちに、オーストラリアの銀行部門の預金は全額政府が安全性を保証すると発表したのだった。これによって、金融部門に広がり始めた動揺はほとんど押さえ込まれてしまった。ステイグリッツ教授も賞賛するように、ラッド政権の素早い大胆な緊急政策がオーストラリアを世界的な金融危機から隔離してしまった。オーストラリアは、ほんの軽症程度で金融・経済危機を乗り切った。